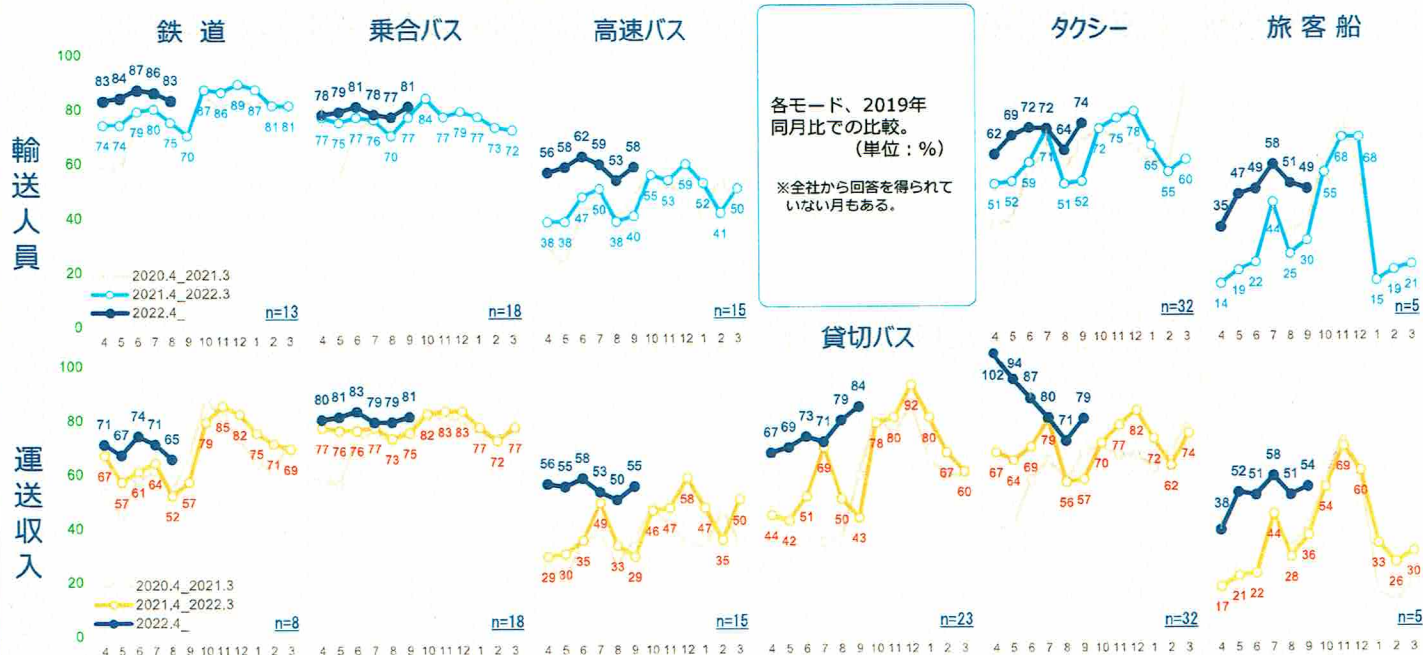


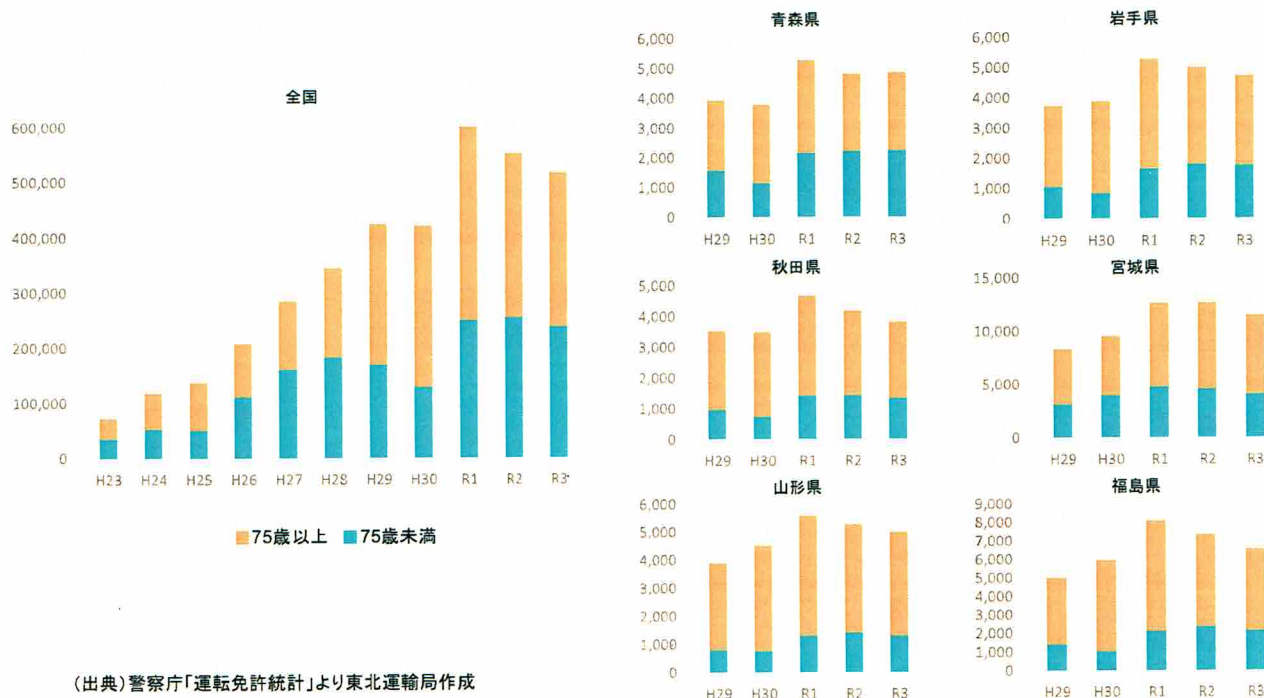
- ◆人口減少やモータリゼーションの進展により、公共交通の利用者は減少が続いている。その上、近年はコロナ禍に伴う出控えが影響し、公共交通の利用はますます厳しい状況に。コロナ禍が始まって2年以上経過したが、需要はコロナ前の水準には戻らない状況。
- ◆需要の少ない路線について、減便や廃止など、サービス水準が低下し、使いづらくなることで利用者はさらに離れていくという「負のスパイラル」が発生し、公共交通の維持・確保は今まで以上に重要な課題に。

東北運輸局管内の交通事業者の概況



- ◆高齢者による痛ましい交通事故なども発生している中、運転免許を自主的に返納する人が増加傾向。
- ◆こうした方々の「おでかけの足」として、公共交通が期待される役割は依然として大きい。

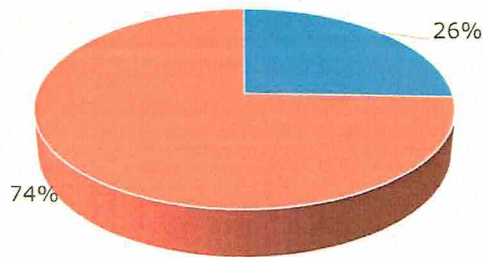
運転免許の申請取消（自主返納）件数の推移（単位：件）



(出典)警察庁「運転免許統計」より東北運輸局作成

- 全国の約7割のバス事業者において、一般路線バス事業の収支が赤字。
- 自動車の運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の約2倍。

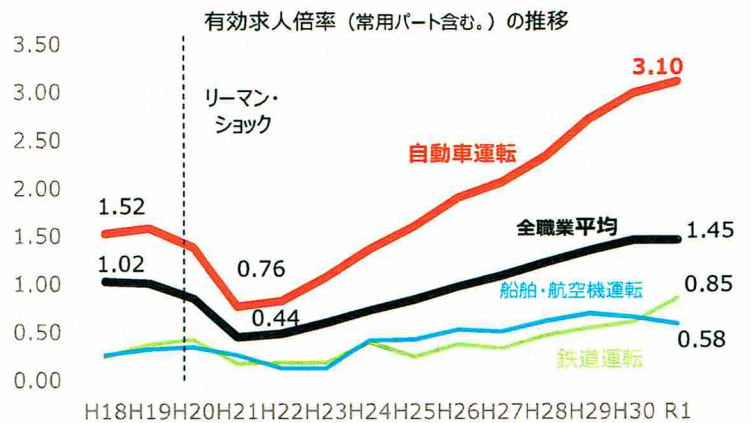
一般路線バス事業が赤字である バス事業者の割合



保有車両30両以上の227事業者（令和元年度）

（出典）国土交通省自動車局発表資料より総合政策局作成

自動車運転事業の人手不足



（出典）厚生労働省「一般職業紹介状況」より国土交通省総合政策局作成

地域公共交通活性化再生法とは

地域公共交通に関する計画や様々な事業に関する措置について定め、地域旅客運送サービスの確保に資するよう、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取組等を推進する法律。

地域公共交通計画

- ・「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする、**地域公共交通のマスタープラン**。原則として、**全ての地方公共団体において作成が必要**。
- ・自治体や地域の交通事業者、利用者等により構成される協議会等を通じて作成。

地域公共交通特定事業

- ・地域旅客運送サービス継続事業や、地域公共交通利便増進事業等、地域の実情に応じて様々な取組の実施を円滑化するための事業。
- ・地域公共交通計画に事業の実施を記載し、事業を実施するための計画を作成。国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。

地域公共交通特定事業

- **地域旅客運送サービス継続事業**
：公募を通じて廃止予定路線の交通を維持。
- **地域公共交通利便増進事業**
：ダイヤ、運賃等のサービス改善により交通の利便性を向上。
- その他LRTの整備、鉄道の上下分離、貨客混載等の取組の実施を円滑化するための各種事業。

地方公共団体
又は事業者が、
事業ごとに実
施計画を作成

国土交通大臣
が認定、事業
許可のみなし
特例等の特例
措置

その他の事業

- **新地域旅客運送事業**
：DMV等の複数の交通モードにまたがる輸送サービスの実施を円滑化。
- **新モビリティサービス事業**
：MaaS等の新たなモビリティサービスの実施を円滑化。新モビリティサービス協議会における議論が可能。

<事業スキーム>

- ・事業者が単独で又は共同して、事業についての計画を作成。**（地域公共交通計画への記載は不要。）**
- ・**国土交通大臣の認定を受けることで、法律上の特例措置を受けることができる。**

平成
19年
制定

- ✓ 平成19年に地域公共交通活性化再生法を制定し、市町村が主体となって幅広い関係者の参加による協議会を設置。
- ✓ 「地域公共交通総合連携計画」の策定を通じて、地域公共交通の維持・確保や利便性向上に取り組むことを促進する制度を整備。

平成
26年
改正

- ✓ ①まちづくりと連携（コンパクト・プラス・ネットワーク）、②面的な公共交通ネットワークを再構築を図るため、「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定。
- ✓ バス路線の再編等を実施する「地域公共交通再編事業」を創設し、その実施計画について国が認定し、法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

令和
2年
改正

- ✓ 地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- ✓ 「地域旅客運送サービス継続事業」、「地域公共交通利便増進事業」等を創設し、地域における移動手段の確保や地域公共交通の充実を図る制度を整備。

5

改正法・特例法のポイント

- 地域が自らデザインする地域の交通
- 輸送資源の総動員による移動手段の確保
- 効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現

6

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月改正）に基づき、地方公共団体が作成する「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン。
- 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない。

計画のポイント

- ◆ **まちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保**
 - ・コンパクトシティ等のまちづくり施策との一体的推進
 - ・観光客の移動手段の確保等、**観光振興施策との連携**
- ◆ **地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保**
 - ・公共交通をネットワークとして捉え、**幹線・支線の役割分担の明確化**
 - ・ダイヤや運賃等のサービス面の改善による**利用者の利便性向上**
- ◆ **地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ**
 - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源**（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）を**最大限活用**
 - ・**MaaSの導入等、新たな技術を活用**した利用者の利便性向上
- ◆ **住民の協力を含む関係者の連携**
 - ・法定協議会を設置し、住民や交通事業者等の地域の関係者と協議
⇒ **地域の移動ニーズに合わせて、地域が自らデザインする交通へ**



- ◆ **利用者数、収支、行政負担額などの定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析等の努力義務化** ⇒ データに基づくPDCAを強化

地域旅客運送サービス

公共交通機関



アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」

- **地域交通は住民の豊かな暮らしの実現に不可欠。**しかし、人口減少による需要減等に加え、**コロナの影響で一層大きく疲弊**。「地域の足」存続が深刻に懸念される状況に。
- このため、アフターコロナに向けて、**MaaSや自動運転等最新技術の実装を進めつつ**、①官と民で、②交通事業者相互間で、③他分野とも、**「共創」を推進し、地域交通を持続可能な形で刷新・再設計（＝「リ・デザイン」）することが不可欠。**

1. 最新技術を活用した交通の「リ・デザイン」

【MaaSの社会実装】

- ・デジタル技術で移動を効率化、地方の生活利便性向上に貢献
複数の交通機関や、観光や買い物を連携し、一括でサービス提供

【最新技術を活用した交通の社会実装】

- ・自動化・電動化された輸送システムの導入を促進
環境負荷の低減や地域の魅力向上、地域活性化にも貢献

2. 「共創」による地域交通の「リ・デザイン」

【官民の共創】

- ・**地域が自ら「リ・デザイン」する地域交通**
行政が路線・運賃等のサービス水準を設定、交通事業者が運営
- ・**地域社会になじみ、貢献する自動運転を持続可能な形で支援**
自動運転技術を有する主体が地域でバスサービスを提供

【交通事業者相互間の共創】

- ・複数の路線バス事業者間や、他の交通機関との共同経営の推進
並走する鉄道とバスにおける運賃の共通化、ダイヤの連携など

【他分野を含めた共創】

- ・複数の主体による分野の境界を越えた交通プロジェクトを支援
地域の暮らしに関わる産業が一体となって交通を支える仕組みづくり

MaaS (Mobility as a Service)



トヨタMaaSアプリ「my route」

過疎地域における例：ノッカルあさひまち（富山県朝日町）



最新技術を活用した輸送システム



自動運転車両・気仙沼線BRT
出典：JR東日本



燃料電池鉄道車両・HYBARI
出典：JR東日本

他分野を含めた「共創」のイメージ

